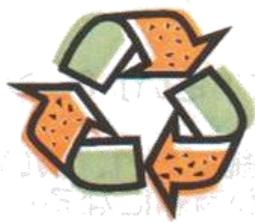


市民がつくる環境都市こまき



こまき環境広報

編集:こまき環境市民会議

日本の生態系を脅かしている外来生物



みなさんは「外来生物（外来種）」という言葉を知っていますか？
外来生物の中には、生態系や農林水産業に影響を与えるものや人間に危害を与えるものもあります。今回は、外来生物について詳しく説明します。

1. 外来生物とは

もともとその地域にいなかったものが、人間活動によって、他の地域から入ってきた生物のことを「外来種」といい、その内、国外から入ってきた生物を「外来生物」といいます。

外来生物の中でも、人の生活や生態系等に被害を与えるものとして国が法律に基づき指定した生物は「特定外来生物」といい、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが、原則禁止されています。

2. 外来生物による被害

① 日本固有の生態系への影響

餌や生活の場の確保で在来生物と生存競争がおり、生態系のバランスが崩れる。

(ミシシippアカミミガメ・オオキンケイギク
ウシガエルなど)



オオキンケイギク

② 人の生命、身体への影響

人をかんだり刺したりする危険がある。

(セアカゴケグモ・ヒアリなど)

③ 農林水産業への影響

農林水産物を食べたり、畑を踏み荒らしたりする。

(アライグマ・ヌートリアなど)



ヌートリア

3. 外来生物による被害の予防

外来生物に関わる場合は、次の原則を心にとめ、適切に対応しなければなりません。

- ① 悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない。
- ② 飼育している外来生物を自然に捨てない。
- ③ 自然にいる外来生物を、他の地域に拡げない。

これらは、「入れない」、「捨てない」、「拡げない」という外来生物被害予防の3原則とされています。



4. 小牧市の特定外来生物

令和3年愛知県環境局から発表された「ブルーデータブックあいち2021」によると、愛知県内に侵入・定着している特定外来生物は41種類で、小牧市を含む尾張北東部では、ヌートリアやアライグマをはじめ14種類の特定外来生物が確認されています。外来生物は人間の活動に伴って移動していることから、その種類の数は今後もますます増加するものと思われます。

5. 特定外来生物をみつけたら…

特定外来生物は、鳥獣保護法で捕獲が禁止されている哺乳類や鳥類を除いて、誰でも駆除することができます。例えば、ウシガエルを捕まえた場合は、オタマジャクシも含めてその場で処分することができます。ただし、生きたまま他の場所へ許可なく移動することは規制されているので注意してください。また、ヌートリアやアライグマのような、おとなしく見えても実は危険な生物もいますので、発見しても捕獲しようとせず、近づかないようにしましょう。



ウシガエル

「日本の外来種対策」の詳細については、環境省ホームページをご覧ください



環境フェアを開催します！

◇ 日時: 令和4年11月20日(日) 10:00~15:00

◇ 場所: 小牧市中央図書館イベントスペース・にぎわい広場

入場
無料



ヒノキの丸太切り体験

マイバッグ作り



他にも小牧市の自然や生きものに関する展示や携帯電話の解体などの体験型ブースがあります！ぜひお越しください！

※新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。

こまき環境市民会館のメンバーになって、環境について一緒に活動しませんか？

興味がある方や一緒に活動したい方のご連絡をお待ちしております！

ホームページ：<http://komakikankiyoushimikaigi.jp/>

事務局：小牧市役所 環境対策課 (0568-76-1181)

会員のつぶやき

カワウソなど外来生物のペットを飼育することができなくなり、野外に放したことで問題になっているという新聞記事を見ました。かわいい姿を見ると飼いたくなる気持ちも分かりますが、最後まで飼育ができるのかしっかり考えなければなりません。